

7 事業者

(1) 指定等

介護保険のサービスを提供する事業者には、それぞれのサービスごとに定められた基準のもとで、都道府県や区市町村が指定する「指定事業者」と、指定要件は満たしていないが一定の水準を満たすサービス提供が行えると、練馬区が個別に判断した「基準該当サービス事業者」がある。

「指定事業者」のうち、地域密着型（介護予防）サービス事業者、介護予防・日常生活支援サービス事業者、居宅介護支援事業者および介護予防支援事業者は、区市町村が指定する。

練馬区内に所在地のある指定居宅介護支援・介護予防支援事業者 各年4月1日現在

年	H26	H27	H28	H29	H30
サービスの種類					
居宅介護支援	206	217	216	226	218
介護予防支援	4	4	4	4	25

練馬区内に所在地のある指定居宅サービス・介護予防サービス事業者 各年4月1日現在

年	H26	H27	H28	H29	H30
居宅サービスの種類					
訪問介護	192(190)	204(—)	199(—)	197(—)	191(—)
訪問入浴介護	12(12)	13(13)	12(12)	11(11)	11(11)
訪問看護	47(47)	52(52)	53(53)	52(52)	58(58)
訪問リハビリテーション	10(10)	10(10)	11(11)	13(13)	13(13)
通所介護	198(168)	209(—)	69(—)	70(—)	70(—)
通所リハビリテーション	16(15)	16(15)	17(16)	17(16)	18(17)
短期入所生活介護	29(28)	32(31)	33(33)	33(33)	34(34)
短期入所療養介護	13(13)	13(13)	14(14)	15(15)	16(16)
特定施設入所者生活介護	45(37)	50(38)	52(40)	55(43)	58(46)
福祉用具貸与	35(35)	39(39)	40(40)	41(41)	41(41)
特定福祉用具販売	36(36)	41(41)	43(43)	43(43)	44(44)
合計	633(591)	679(252)	543(262)	547(267)	554(280)

※1 ()内は指定介護予防サービス事業者の数

※2 基準該当サービス事業者（次ページ表に再掲）を含む。

練馬区内に所在地のある指定介護保険施設 各年4月1日現在

年	H26	H27	H28	H29	H30
施設サービスの種類					
介護老人福祉施設	25(1,724)	27(1,864)	27(1,864)	27(1,864)	29(2,070)
介護老人保健施設	11(1,080)	11(1,080)	13(1,236)	13(1,236)	14(1,316)
介護療養型医療施設	3(296)	2(248)	2(248)	2(248)	2(248)
合計	39(3,100)	40(3,192)	42(3,348)	42(3,348)	45(3,634)

※ ()内は各施設の介護保険の対象となる定員

練馬区登録の基準該当サービス事業者数

各年4月1日現在

年	H26	H27	H28	H29	H30
サービスの種類					
居宅介護支援	1	1	1	1	1
訪問介護	2	2	2	2	2
通所介護	1	1	1	1	1
短期入所生活介護	1	1	1	1	1
介護予防支援	1	1	1	1	1
合計	6	6	6	6	6

練馬区内に所在地のある地域密着型サービス事業者

各年4月1日現在

年	H26	H27	H28	H29	H30
サービスの種類					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7(－)	7(－)	7(－)	7(－)	9(－)
夜間対応型訪問介護	2(－)	2(－)	2(－)	2(－)	2(－)
地域密着型通所介護	－	－	142(－)	129(－)	124(－)
認知症対応型通所介護	19(18)	16(15)	17(16)	17(16)	16(15)
小規模多機能型居宅介護	13(13)	14(14)	16(16)	16(16)	16(16)
看護小規模多機能型居宅介護	－	－	－	1(－)	1(－)
認知症対応型共同生活介護	29(29)	30(30)	32(32)	33(33)	33(33)
合計	70(60)	69(59)	216(64)	205(65)	201(64)

※()内は介護予防指定事業者の数

練馬区内に所在地のある介護予防・日常生活支援サービス事業者

各年4月1日現在

年	H27	H28	H29	H30
サービスの種類				
第1号訪問事業(訪問型サービス)	199	195	185	164
第1号通所事業(通所型サービス)	181	174	166	155
合計	380	369	351	319

※平成27年度事業開始

(2) 指導監督

介護保険制度の適正な運営を図るため、介護サービス事業者等に指導監督を行う。

指導は、事業者等の育成・支援を目的とし、指定基準等で定められた介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬請求等についての周知徹底を方針としている。なお指導には、指導内容に応じた事業者等を集めて、講習等の方法で行う集団指導と、実地で面談方式により行う実地指導がある。

監査は、サービス提供や介護報酬請求について不正や著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼としている。通報・苦情、実地指導等で確認した情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合に行う。

指導監査の実績

実地指導

(単位：施設数)

事業者の種類・区分	年度	H25	H26	H27	H28	H29
居宅介護支援事業者		56	50	55	72	57
居宅サービス事業者		90	90	104	61	60
介護保険施設		0	8	6	6	7
地域密着型サービス事業者		11	29	21	46	52
基準該当サービス事業者		0	0	0	0	0
合計		157	177	186	185	176

集団指導

年度	実施日および対象事業者
H25	H25. 12. 20 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護） H26. 1. 21 通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者 H26. 2. 19 居宅介護支援事業者、訪問介護事業者（2回）
H26	H26. 12. 1 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護） H27. 1. 21 通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者 H27. 2. 9 居宅介護支援事業者、訪問介護事業者（2回）
H27	H27. 12. 18 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護） H28. 1. 20、H28. 1. 22、H28. 1. 25、H28. 1. 28 通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者 H28. 2. 17 居宅介護支援事業者、訪問介護事業者（2回）
H28	H28. 12. 16 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護） H29. 1. 19 通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者 H29. 2. 16 居宅介護支援事業者、訪問介護事業者（2回）
H29	H29. 12. 20 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護） H30. 1. 18 通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者 H30. 2. 14 居宅介護支援事業者（午前）、訪問介護事業者（午後）

監査

年度	H25	H26	H27	H28	H29
件数	1	0	1	0	0